



大津市公報

令 和 4 年 3 月 25 日
号 外 (第 12 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

- 1 令和4年度における市長等の給与の特例に関する条例..... 1
- 2 大津市文芸奨励基金条例を廃止する条例..... 1
- 3 大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例..... 2
- 4 大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例..... 2
- 5 大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例..... 5
- 6 大津市職員定数条例の一部を改正する条例..... 5
- 7 大津市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例..... 5
- 8 大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例..... 5
- 9 大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例の一部を改正する条例..... 6
- 10 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例..... 7
- 11 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 7
- 12 大津市手数料条例の一部を改正する条例..... 8
- 13 大津市がん対策推進条例の一部を改正する条例..... 8
- 14 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例..... 8
- 15 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例..... 8
- 16 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例..... 9
- 17 大津市建築基準条例の一部を改正する条例..... 9
- 18 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例..... 9
- 19 大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例..... 9
- 20 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例..... 10

条 例

令和4年度における市長等の給与の特例に関する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第1号

令和4年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における給料月額、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあっては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市文芸奨励基金条例を廃止する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第2号

大津市文芸奨励基金条例を廃止する条例
大津市文芸奨励基金条例（昭和61年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例を公布する。
令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第3号

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例
大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例（平成19年条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例」を「大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例（令和4年条例第3号）による廃止前の大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例」に、「施行条例」を「旧施行条例」に改め、同条第2号中「施行条例」を「旧施行条例」に改める。

大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例を公布する。
令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第4号

大津市事務分掌条例等の一部を改正する条例
（大津市事務分掌条例の一部改正）

第1条 大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉子ども部」を「福祉部」に改める。

第2条第3号カを次のように改める。

カ 文化財の保護に関すること。

第2条第3号に次のように加える。

コ 博物館に関すること。

第2条第4号中「福祉子ども部」を「福祉部」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 青少年に関すること。

（大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部改正）

第2条 大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第2号及び第3号」を「同項各号」に改め、「事務」の次に「（同項第1号に掲げる事務にあっては、博物館に関するものに限る。）」を加える。

（大津市文化財保護条例の一部改正）

第3条 大津市文化財保護条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第4条」を「一第4条」に、「～第22条」を「一第22条」に、「～第29条」を「一第29条」に、「～第38条」を「一第38条」に、「～第42条」を「一第42条」に、「～第50条」を「一第50条」に、「～第56条」を「一第56条」に、「文化財専門委員会（第57条～）」を「文化財保護審議会（第57条一）」に、「付則」を「附則」に改める。

第3条から第6条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第2項中「もつばら」を「専ら」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条から第10条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会に」を「市長に」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「市」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第3項中「市は」を「市長は」に改める。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項中「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条から第23条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条第1項、第2項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「この条」を「この項」に、「すべて」を「全て」に、「には、教育委員会」を「においては、市長」に改める。

第25条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第26条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「みずから」を「自ら」に改める。

第27条から第32条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第35条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「みずから」を「自ら」に改める。

第36条第1項及び第37条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第38条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「以下第2項」を「次項」に改める。

第39条及び第40条中「貝づか」を「貝塚」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第41条から第43条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「第6条第4項」を「同条第4項」に改める。

第45条中「教育委員会規則」を「規則」に、「囲さく」を「囲柵」に改める。

第46条から第48条まで、第51条及び第52条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第53条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

「第9章 文化財専門委員会」を「第9章 文化財保護審議会」に改める。

第57条を次のように改める。

(審議会の設置)

第57条 法第190条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として大津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第58条の見出し中「専門委員会」を「審議会」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に、「専門委員会」を「審議会」に改める。

第59条第1項中「専門委員会」を「審議会」に改め、同条第2項中「関する学識経験」を「関して優れた識見」に、「教育委員会が市長の意見を聞いて」を「、市長が」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「専門委員会」を「審議会」に改める。

第60条第1項及び第2項中「専門委員会」を「審議会」に改める。

第61条第1項中「専門委員会」を「審議会」に改め、同条第3項中「会議」を「審議会」に改める。

第62条中「専門委員会」を「審議会」に、「教育委員会事務局」を「市民部」に改める。

第63条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

「付 則」を「附 則」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(大津市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際第3条の規定による改正前の大津市文化財保護条例（以下「旧文化財保護条例」という。）の規定により教育委員会がした指定、許可その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧文化財保護条例の規定により教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為は、施行日以後においては、同条の規定による改正後の大津市文化財保護条例の相当規定により市長がした指定、許可その他の行為又は市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

(大津市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第3条 大津市青少年問題協議会設置条例（昭和28年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民部」を「福祉部」に改める。

（大津市社会福祉審議会条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「福祉子ども部」を「福祉部」に改める。

(1) 大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）第7条

(2) 大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例（平成29年条例第28号）第10条

（大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第5条 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「福祉子ども部が」を「福祉部が」に、「大津市福祉子ども部指定管理者選定委員会」を「大津市福祉部指定管理者選定委員会」に改める。

（大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正）

第6条 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「審議会」を「第10条第1項を除き、「審議会」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

第4条第3項中「教育委員会等」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会等」を「市長」に改め、「（市長にあっては、第8号に定める基準に限る。）」を削る。

第6条中「教育委員会等」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会等」を「市長」に改め、同条第1号中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加える。

第8条第1項及び第2項中「教育委員会等」を「市長」に改める。

第10条第1項中「教育委員会に審議会」を「市長の附属機関として、本市に大津市伝統的建造物群保存審議会」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「又は教育委員会規則」を削る。

（大津市歴史博物館条例の一部改正）

第7条 大津市歴史博物館条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第3項中「教育委員会が任命」を「、市長が委嘱」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「任命」を「委嘱」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正）

第8条 大津市埋蔵文化財調査センター条例（平成7年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（大津市附属機関設置条例の一部改正）

第9条 大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市住居表示審議会の項の次に次のように加える。

大津市歴史博物館 収蔵品収集審査会	大津市歴史博物館に収蔵する資料の収集に関し必要な事項を調査審議すること。	5人 以内	学識経験を有する者
----------------------	--------------------------------------	----------	-----------

別表教育委員会の部大津市歴史博物館収蔵品収集審査会の項を削る。

（大津市伝統的建造物群保存地区保存条例等の一部改正に伴う経過措置）

第10条 この条例の施行の際附則第6条から第8条までの規定による改正前のそれぞれの条例（以下この条において「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧条例の規定により教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為は、施行日以後においては、附則第6条から第8条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

第11条 施行日前に附則第6条の規定による改正前の大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「旧伝統的

建造物群保存地区保存条例」という。)第10条第1項の規定により置かれた大津市伝統的建造物群保存審議会及びその委員、附則第7条の規定による改正前の大津市歴史博物館条例第9条第1項の規定により置かれた大津市歴史博物館協議会及びその委員並びに附則第9条の規定による改正前の大津市附属機関設置条例の規定により置かれた大津市歴史博物館収蔵品収集審査会及びその委員は、施行日をもって、それぞれ附則第6条の規定による改正後の大津市伝統的建造物群保存地区保存条例第10条第1項の規定により置かれる大津市伝統的建造物群保存審議会及びその委員、附則第7条の規定による改正後の大津市歴史博物館条例第9条第1項の規定により置かれる大津市歴史博物館協議会及びその委員並びに附則第9条の規定による改正後の大津市附属機関設置条例の規定により置かれる大津市歴史博物館収蔵品収集審査会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第12条 この条例の施行前にした旧伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(委任)

第13条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第5号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

第48条第1項第1号を次のように改める。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条各号(第2号を除く。)に掲げる個人情報

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第6号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,400」を「1,417」に改め、同項第3号中「18」を「19」に改め、同項第6号中「415」を「397」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第7号

大津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「@」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第8号

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(7)を削り、(i)を(7)とし、(7)を(i)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第9号

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

（大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項及び第2条の規定による改正後の大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、大津市一般職の職員に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第22条第1項から第3項まで、第6項及び第8項並びに大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、給与条例等（給与条例、大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基

準に関する条例(昭和28年条例第53号)及び大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)をいう。以下この項において同じ。)の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者については、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 令和3年12月2日以降に新たに給与条例の適用を受けることとなった者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)に支給する令和4年6月の期末手当の額については、その者の任用の事情等を考慮して同項の規定の適用を受ける者との権衡上必要と認められる限度において、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(大津市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

(1) 大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第2項

(2) 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第3条第2項

(3) 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第4条第1項

(4) 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第2項

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第10号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第11号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定にかかわらず、同条例の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額と

する。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第12号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「ただし、」の次に「受付用端末機又は」を加え、同表第26項第8号中「第60条」を「第60条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

大津市がん対策推進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第13号

大津市がん対策推進条例の一部を改正する条例

大津市がん対策推進条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第14号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第15号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第8条第2項第3号及び第80条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第16号

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第3号の表和室1の項中「和室1」を「和室」に改め、同号の表和室2の項を削り、別表第1項第18号の表第4会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第17号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条中「建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。
第28条を次のように改める。

第28条 削除

第36条第3項を削る。

第39条第1項中「第14条から」の次に「第27条まで、第29条から」を加える。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第18号

大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例

大津市奨学資金給与条例（昭和40年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1人月額7,000円」を「1人月額10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第19号

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表1」を「別表第1」に改める。

第7条ただし書中「ときで」を「場合で」に、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。）」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第11条を次のように改める。

（報酬）

第11条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 年額報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

3 出勤報酬は、団員が災害出勤、警戒及び訓練その他の活動の職務（以下「災害出勤等の職務」という。）に従事した場合に支給するものとし、その額は、別表第2に定めるとおりとする。

4 報酬の支給方法は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の適用を受ける職員に支給する報酬の例による。

第12条第1項を次のように改める。

団員が災害出勤等の職務に従事するため市内の当該災害出勤等の職務に従事すべき場所に旅行したときは、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第3の規定の例により算定した額の費用弁償を支給する。

第12条に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する旅行の全部の行程につき公用車を使用した場合（その他の事由により当該団員が当該旅行に要する費用を負担しなかった場合を含む。以下同じ。）は費用弁償を支給せず、片道その他一部の行程につき公用車を使用した場合は市長の定めるところによりこれらの規定による額に必要な調整をして費用弁償を支給する。

4 費用弁償の支給方法は、大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

別表1中「別表1」を「別表第1」に、「金額」を「年額報酬の額」に改め、「年額」を削り、「27,500円」を「37,500円」に、「24,000円」を「37,000円」に、「21,000円」を「36,500円」に、「5,000円」を「9,000円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 消防自動車の担当機関員を兼ねる団員にあってはこの表の額に6,000円を、小型動力ポンプの担当機関員を兼ねる団員にあってはこの表の額に3,000円を、それぞれ加算した額を年額報酬の額とする。

別表2を削る。

別表3中「別表3（第12条関係）」を「別表第2（第11条関係）」に、「金額」を「出勤報酬の額」に、「1回につき」を「1日につき」に、「3,000円」を「8,000円。ただし、職務に従事した時間が4時間に満たないときは、4,000円とする。」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に従事を開始した職務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第20号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償（以下「傷病補償年金等」という。）を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金等を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。